

令和3年度第9回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日（金） 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員（14人）

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	3番	池本	英夫	2番	草刈	章博	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義憲	
	12番	細山	周一	13番	國岡	智志	

4. 欠席委員（なし）

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（4人）

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画書（案）の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時00分)
事務局長	<p>ただ今から、令和3年度第9回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは開会にあたりまして小林会長にご挨拶を願います。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、第9回の智頭町農業委員会の総会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>本日は、先ず前回、代表の方が5名ほど研修に参加していただきましたが、この会が終わってから研修会のDVDを一部ダイジェストで視聴していただくこととしております。</p> <p>それから12月2日、3日、二日間にわたりまして全国農業委員会会長代表者集会が開催されました。</p> <p>全国大会の代表者集会におきましては、先ず要請決議をしたわけでございます。要請決議と致しましては、人・農地などの関連施策の見直しについて要請いたしました。その一つには、人・農地プランの法定化にあたってというのが一点ございます。それから担い手への農地の集約集積に向けてということで、国の施策と致しましては規制改革の中で、農地の集積を中間管理機構で約80パーセントというものを集積集約しろということがございますので、これにあたっていま現場がどのような形でやられておるのかということについても、農水におかれても、国会議員におかれても、現場の実態を知らずにそういうことをやっていただいても、評論家のような形では駄目だということも申し上げております。それから、農村地域の持続的土地利用の推進。それから、有機農業の取り組み面積の拡大に向けて。これと、それら機能的な農業委員会組織の運営についてということで、決議に基づく要請をさせていただいたということでもあります。</p> <p>それから申し合わせ決議につきましては、「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」ということで、推進に関する申し合わせのお願いをしたところでもあります。</p> <p>一つと致しましては、農地利用最適化活動を加速する活動と、成果目標を設定しようということで、いま活動日誌等々をやっていただいておりますが、これについても一時期は年間に180日というようなこともございますけれども、これにつきましても未だ最終的な結論は出ておりませんが、そういうことをお願いしたいということでもあります。</p> <p>それから、この目標については意欲的な活動を成果ということが必要となつてこようかと思っております。</p> <p>それから日常的な農地の見守りですな。やはり農地パトロールと言いますか、やはりその点を皆さんが日常でやっていただき、また、そのパトロールの中で農家への声かけ活動というものが必要になってくるのではなからう</p>

かなと、こういうふうに思っておるところでもあります。

また、人・農地プランによる農地利用の最適化には全力で取り組まなければならないということがございますけれども、やはり、人・農地プランの実践であります、ひとつは。それからもう一つは中間管理機構との連携強化を図っていくんだと、こういうことでなかろうかと思っておりますし、もう一点は人・農地プランの作成と見直しが必要になってこようかと思っております。

それから、農業者の声、地域の声。やっぱり意見の提出と言いますか、皆さんが吸い上げて、そのものを活動に持って行くんだということが必要になってこようかということでもあります。その中においては、関係行政機関への意見の提出も必要になってこようかと思っているところでもあります。

もう一点は、情報提供活動の一層の評価に関する申し合わせということで、最終目標が農業委員の約5倍の購読者を確保することが全国段階では話が出ていますし、一農業委員による毎年2部の増部を図っていただくようにということでもあります。智頭町の場合を見ておりますと、町会議員も改選により、新たな議員組織の中で全員が購読していただく形が生まれました。やはり皆さんも、それぞれ担い手の方であるとか、あるいはこれから農業を主にやっておられる方等に向けての、全国農業新聞の発信と農業用の冊子、こういうものの推進を一つお願いしたいなあというふうに思っておるところでもあります。

それから、活動事例の発表もございました。これは何かと言いましたら、「農業委員・農地利用最適化推進委員の活動記録の取り組み」ということで、事例と言いますか、活動事例報告をいただきました。

もう一点は、基調講演をやっていただいて、「地域まるっと中間管理方式の導入について」ということで講演をいただいたというようなことです。

全国大会におきましてはそれぞれの要請もあり、大会の後には県選出の国会議員の議員会館に出向きまして、我々の要請をやらせていただきました。

それから、智頭町もこれから令和4年度の水稻の作付け計画がなされる予定であります。8日に県の再生協議会の総会がございました。その中で、全国では約8万トンから10万トン程度の減産幅で推移しておったのですが、約26万トンの減産が必要であろうということでもあります。

特に鳥取県におきましては3千2百トンと、大きな削減が必要であるというふうに言われております。これにつきましては飼料米であるとか、あるいはそういうふうな形での転作関係か、あるいは上がってくる一つの取り組みを図っていかないけんではなかろうかというふうに思っているところでもあります。

特に鳥取県では4年度の目標数量としては61,742トン。目標面積12,024ヘクタールということですが、大体見通しの情報に基づく参考でいきますと、令和4年度の目標生産数量が約59,400トン、面積で11,567ヘクタールということ、智頭町の場合は1,060トン、216ヘクタールということで、一応幅がありますけど、これは各市町村において行政の方なり検討されて、

<p>事務局長</p>	<p>その幅がある程度決まってくるではなかろうかなということでございますので、事前にそういう一つの動きをしておるんだということでご理解をしていただければなあと、こういうふうにしてるところでもあります。</p> <p>まあ、縷々ありますけれども、以上で、簡単でございますけれども、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。宜しくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なしということですので、それでは、10番 植木克茂委員、11番 前川義憲委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約について1件提出がありました。</p> <p style="text-align: center;">(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>次に、日程第2 報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用通知について」を議題とします。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届けで、200㎡未満に対する農地転用についてのものです。</p> <p style="text-align: center;">(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>以上の2件を受理いたしました。 以上です。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。 それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは、議案書の3ページをご覧ください。 こちら、今回3筆ございます。農地の所在が大字福原字樽見下土居275番、地目は畑、面積9.91㎡。二筆目が同じく樽見下土居281番1、地目は田、面積380㎡。三筆目が同じく樽見下土居287番2、地目が田、面積29㎡の合計418.91㎡となっております。 権利種別は3条の有償移転、売買です。 譲渡人は鳥取市湯所一丁目736番地の●●●さん。譲受人は大字福原263番地の●●●●さんです。 申請事由としましては、●●●さんの経営規模縮小、●●●●さんの経営規模拡大となっております。 農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。 場所ですが、申請位置図の13ページをご覧ください。14ページに公図、15ページに現況の写真をつけております。 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番 細山周一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>12月3日と8日に申請者双方に電話で確認しましたところ、申請どうりで間違いのないことを確認しましたので報告します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の4ページとなります。</p> <p>11月19日付けで智頭町長から農用地利用集積計画書(案)意見の決定を求められました。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田で6,973㎡です。利用権を設定する者が3名、受ける者が2名です。期間としては、3年から5年未満が1,815㎡、5年から10年未満が5,158㎡となります。</p> <p>それでは、5ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。</p> <p>智頭町農業委員会第9回総会を閉会いたします。</p>
閉 会	(閉 会 午後2時21分)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和3年12月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 植 木 克 茂

智頭町農業委員会委員 前 川 義 憲